

最高裁秘書第3073号

令和6年11月11日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

また、同諮詢について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

- (1) 司法行政文書の開示手続における事件番号の取扱いについて（令和6年1月30日付の最高裁秘書課参事官の事務連絡）（決裁票付）を作成した際、最高裁判所事務総局民事局第一課長及び最高裁判所事務総局総務局第一課長が委員として参加している、法務省の「民事判決情報データベース化検討会」（令和4年10月14日第1回会議が開催され、令和6年7月29日に報告書の取りまとめ（末尾26頁において「法人の名称や所在地については、事業の規模を問わず、一律に仮名処理を不要とすべきである。」と書いてあるもの）があった。）における検討内容をどのように考慮したかが分かる文書
- (2) 司法行政文書の開示手続における事件番号の取扱いについて（令和6年1月30日付の最高裁秘書課参事官の事務連絡）（決裁票付）を作成する際、最高裁判所事務総局民事局第一課長及び最高裁判所事務総局総務局第一課長がどのような意見を述べたかが分かる文書

2 苦情の申出がされた日

令和6年10月2日

3 質問番号等

(1) 質問番号

令和6年度（最情）質問第29号

(2) 質問日

令和6年11月1日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）